

国立大学法人大分大学情報化統括責任者等規程

平成20年4月14日制定

(設置)

第1条 国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）に業務・システムの最適化を実現するため情報化統括責任者（以下「CIO」(Chief Information Officer) という。）及び情報化統括責任者補佐（以下「CIO補佐」という。）を置く。

(組織)

第2条 CIOは、学術情報拠点長をもって充てる。

2 CIO補佐は、次の者をもって充てる。

- (1) 学術情報拠点副拠点長（情報基盤センター担当）
- (2) 学術情報拠点副拠点長（医学情報センター担当）

(職務)

第3条 CIOは、法人における情報戦略を考え、実現するとともに、組織、予算及び制度を含む法人の情報化関連施策全般にわたり総合調整し、法人の情報化を推進する。

2 CIO補佐は、専門的見地からCIOを補佐するとともに、次の業務を行う。

- (1) 業務・システムの最適化計画作成作業の指導・支援
- (2) 情報システムに係る予算要求、調達に係る助言等
- (3) 情報システムの運用・保守に対する助言等
- (4) 業務・システムに係る監査の実施に当たっての助言等

(事務)

第4条 CIO及びCIO補佐に関する事務は、研究推進部学術情報課において処理する。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、CIO及びCIO補佐に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成20年規程第56号）

- 1 この規程は、平成20年4月14日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 国立大学法人大分大学情報化統括責任者等要項（平成18年3月27日制定）は、廃止する。

附 則（平成21年規程第100号）

この規程は、平成21年12月25日から施行する。

附 則（令和2年規程第34号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。